

○国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成18年3月31日

条例第78号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を公告して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。

- (1) 施設の概要
 - (2) 申請者の資格
 - (3) 申請を受け付ける期間
 - (4) 選定の方法及び基準
 - (5) 指定管理者に管理を行わせる期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項
- (指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類
- (指定管理者の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)を選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 前条第1号の事業計画書(以下「事業計画書」という。)により公の施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長は、前項に規定する候補者の選定に関し、その施設の設置目的等から選定に専門的な意見が必要と判断した場合は、審議会を設置し、意見を聴くことができる。

(指定管理候補者の選定の特例)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する手続によらず、前条に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理者として選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査を行った結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。
- (2) 指定管理候補者として選定した団体を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、その他施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- (3) 公の施設の設置目的及び業務の性質等から特定の団体に管理させることが、当該公の施設の適切な管理運営に資すると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、規則で定めるとき。

2 指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(この項において「現指定管理者」という。)の実績等を考慮して、現指定管理者が当該施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるときは、第2条の規定による公募によらず、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 市長は、前2項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、第3条に規定する書類の提出を求めるものとする。

(平22条例6・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後速やかにその管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日後速やかに当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第7条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第11条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、国東市情報公開条例(平成18年国東市条例第11号)及び国東市個人情報保護条例(平成18年国東市条例第12号)を遵守し、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第12条 この条例を国東市教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条、第5条第1項第4号、第6条第4号及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国見町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年国見町条例第15号)、国東町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年国東町条例第15号)、武蔵町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年武蔵町条例第23号)又は安岐町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年安岐町条例第7号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月9日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。